## 各府省におけるVOC対策の概要

府省名	主目的	取り組みの概要	VOC等測定方法	基準値
厚生労働省		度を6ヶ月以内ごとに1回測定することを義務づけ(有機則28条)。 【室内環境】 ・職域における室内空気中のホルムアルデヒド濃度低減のためのガイドライン 制定(平成14年)	・分析方法は液体捕集方法であれば吸光光度分析法、固体もしくは直接捕集方法であればガスクロマトグラフ法	・作業環境: 労働安全衛生法(作業環境評価基準)にもとづく ・室内環境: 室内空気室ガイドラインにもと づく
国土交通省	建材からのVOC排出に	・シックハウス対策のため建築基準法を改正。主にホルムアルデヒドとクロロピリフォス対策(平成15年) ・住宅の品質確保の促進等に関する法律(品確法、平成16年施行)で、「住宅性能表示制度」におけるシックハウス対策を制定。下記を義務付けた。 (1)換気システム (2)内装用ホルムアルデヒド発散建材の制限 (3)天井裏から居室へのホルムアルデヒドの流入の防止措置・住宅の完成段階における室内VOC濃度の実測および表示は努力義務	・建材のホルムアルデヒド発散量は、JIS A 1901「建築材料の揮発性有機化合物(VOC)、ホルムアルデヒド及び他のカルボニル化合物放散測定方法ー小形チャンバー法」(JIS A 1901)に則る	・建築基準法にもとづき、ホルムアルデヒドを発散する建材の放散速度と換気速度、 室内濃度から、加工する材料の面積を制限
文部科学省		・学校における化学物質の室内濃度調査を実施(平成12年) ・学校環境衛生の基準を改正(平成14年) ・教室内VOC濃度検査を奨励 (1)ホルムアルデヒド、トルエンについては毎学年1回定期検査を実施 (2)判断基準は厚生労働省の指針に従う (3)必要ならば事後措置として、換気の励行、発生原因の究明、発生抑制措置を実施	厚生労働省の指針に従う	「学校環境衛生の基準」にもとづき、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼンの基準値を設定・基準の内容は厚生労働省のガイドラインを参考
環境省	大気汚染防止にともな う排出ガス規制	・大気汚染防止法に基づく施行規制を改正(平成16年) ・総VOC排出量の規制開始(平成18年) ・VOC排出量が多い工場を「VOC排出施設」と定め、排出口におけるVOC濃度 の許容限界として排出基準を制定 ・排出施設は送風機や排出機の能力で分類(排出基準は炭素換算濃度(ppmC) で規定) ・経済産業省による「事業者の自主規制取り組み」と共同でVOC総排出量を平成12年度比で平成22年度までに3割程度抑制する(ベスト・ミックス)	水素炎イオン化検出分析法(FID法)、触媒酸化-非分散赤外線吸収分析法(NDIR法)を公定法として採択	・大気汚染防止法にもとづき、VOC排出施設の種類に応じた排出基準が設定されている。 ・ppmC(炭素換算の容量比百万分率)で400~1,400ppmC。ただし、貯蔵タンクは60,000ppmC

経済産業省	大気汚染防止にともな う自主規制支援	・大気汚染防止法の改正(平成16年)により産業環境リスク対策ワーキンググループを設置(平成17年) ・VOC排出抑制に係る自主的取り組み指針を策定・環境省によるVOC排出量規制と共同でVOC総排出量を平成12年度比で平成22年度までに3割程度抑制する(ベスト・ミックス)		同上	
-------	-----------------------	--	--	----	--